

日本原燃株式会社  
再処理事業所再処理施設  
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月  
原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
(1) 基本検査項目 .....	1
(2) 追加検査項目 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	4
(3) 違反事項 .....	13
4. 特記事項 .....	14

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成31年2月4日(月)

至 平成31年3月4日(月)

### (2) 保安検査実施者

六ヶ所原子力規制事務所

原子力保安検査官 服部 弘美

原子力保安検査官 山中 弘之

原子力保安検査官 関 典之

原子力保安検査官 石井 友章

原子力保安検査官 田中 秀樹

原子力保安検査官 本間 広一

原子力保安検査官 上野 賢一 他

## 2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 事業者対応方針等の履行の実施状況

② 異常事象等発生時の措置の実施状況

③ 不適合管理の実施状況

④ その他必要な事項

### (2) 追加検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① 非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況

② 核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては、「事業者対応方針等の履行の実施状況」、「異常事象等発生時の措置の実施状況」、「不適合管理の実施状況」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として、また、「非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況」及び「核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況」を追加検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「事業者対応方針等の履行の実施状況」については、平成29年度第2回保安検査等で確認された「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電

機 B 補機室への雨水浸入事象<sup>A</sup>」、「JAEA 大洗内部被ばく事故<sup>B</sup>に対する水平展開不足」等の問題に対する、日本原燃株式会社の対応方針(以下「事業者対応方針」という。)について以下を確認した。

「平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針<sup>C</sup>」(以下「対応方針1」という。)については、平成11年の建設以降、分解点検していない手動弁等について、経年劣化の知見を得ることを目的として分解点検を行うこととし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設(以下「F 施設」という。)の安全上重要な設備(以下「安重設備」という。)の手動弁等を対象に分解点検を行っていることを確認した。ただし、当該調査の対象設備以外に、長期に渡って補修せず、設定している期限を超えている安重設備が約1000部屋・系統<sup>D</sup>あること、これらの設備について、具体的な点検計画が定められていないことから、分解点検を行う計画を策定し、平成31年度から優先する設備を選定し、分解点検を開始することを確認した。

「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針<sup>E</sup>」(以下「対応方針3」という。)については、安全・品質本部が「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書<sup>F</sup>を適時改正していること、当該計画書に基づく実プロセスを考慮した水平展開の活動が継続して行われていることを確認した。

「全社としての改善の取り組みの強化<sup>G</sup>」の活動については、「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化(セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項」等の管理強化)」に係る全体計画書(以下「管理強化に係る全体計画書」という。)等に基づき、チェック機能の強化等のため設置された、実施者と異なる視点でチェックするチェック責任者が継続して活動していること等を確認した。再処理事業部では、チェック責任者が行うセルフチェック活動の定量的な分析、会議体への参加等が十分に行われていないことが確認されたため、必要な改善を行うとしていることを確認した。

対応方針1から4の活動状況の評価については、安全・品質本部が評価方針を作成し、安全・品質改革委員会で審議されたこと、今後、この評価方針に基づき、安全・品質本部、各事業部等が評価計画書を作成し、平成31年4月を目処に評価を行い、品質目標等で管理し活動を継続するもの、活動を終了するもの等に整理することを確認した。

- 
- A: 平成29年8月13日の安全上重要な施設である第2非常用ディーゼル発電機の燃料油配管が敷設されている配管ピットに溜まっていた雨水が、当該配管ピットから壁貫通部を通して非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室に浸入した事象。
- B: 平成29年6月6日国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟において発生した核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故。
- C: 平成29年度第2回保安検査における再処理施設非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象を踏まえた指摘に係る保守管理や巡視・点検等の対応方針。
- D: 対象設備の物量をだまかに把握するために、部屋、系統で分割して数える単位。
- E: 平成29年度第2回保安検査における全社としての JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でないこと等の指摘に係る対応方針。なお、日本原燃株式会社が策定した事業者対応方針資料2については、再処理施設は直接の対象となっていない。
- F: 安全・品質本部は、対応方針3に基づき、経営層及び各事業部の専門的知識を有するメンバーによる体制を構築し、全社の観点から施設の特徴を踏まえたリスクを抽出し、速やかに必要な対策を実施することを目的としている。
- G: 今回の一連の問題に共通する課題と考えられる、「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」、「事実を正確に把握し、説明できない」という問題について、全社の活動を取りまとめた対応方針。

「異常事象等発生時の措置の実施状況」については、初期活動、体制、教育項目、資機材等を整備していることを確認した。ただし、交流電源供給機能等喪失を想定した対策について、電源車が平成24年に配備され F 施設への電源車による給電手順書は整備したものの、当該手順書の上位文書である要領書には、当初想定した使用済燃料貯蔵プールへの注水のみを整備し、電源車による給電を整備していないことから、必要な改善を図っていくとしていることを確認した。

「不適合管理の実施状況」については、品質保証課は、不適合管理の改善について、是正処置の迅速化を図る活動として、各課の是正処置の進捗状況を取りまとめ再処理事業部内に周知し、是正処置完了件数が増加し改善が図られているとしていることを確認した。

「その他必要な事項」として、組織変更等に伴う「日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の変更が認可され、平成31年2月1日に施行されたことから、保安規定変更に係る活動の整備状況を確認した結果、監査室、安全・品質本部及び再処理事業部で実施していた内部監査を、客観性の向上のため監査室の監査に一元化することについては、監査室が従前と同等の監視や測定となるよう、監査内容及び監査手法を検討し、監査計画に反映したうえで監査を行っていくこと、監査室に3名が増員されたこと等を確認した。

追加検査項目として実施した「非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況」については、「事業者対応方針等の履行の実施状況」と併せて確認しており、同項に記載したとおり。

「核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況」については、平成30年度第3回保安検査において確認された、核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理については、原子力規制委員会にて保安規定違反と判定され、不適合管理、要因分析等の活動項目及び日程を取りまとめていること、応急的に定めた改善策に対する具体的な是正を実施したことを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理施設の運転管理状況の聴取、施設の巡視等を行った結果、保安規定に抵触する事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、問題ないことを確認した。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① 事業者対応方針等の履行の実施状況

「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入事象」、「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足」等の問題に係る事業者対応方針の実施状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。

##### a. 対応方針1の対策の実施状況

対応方針1は、非常用電源建屋(以下「GA 建屋」という。)の燃料油配管壁貫通部からの雨水浸入事象を踏まえ、保守管理や巡視・点検等の不備について、再処理施設の全設備を管理下に置くための活動等の対策を定めており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

##### (a) 設備を管理下に置くための活動

設備を管理下に置くための活動については、安重設備を除く設備(以下「その他設備」という。)の保守管理計画の有無を確認し、保守管理計画のない設備として約1万設備を抽出したこと、これらに対しては今後の活動で保守管理計画の策定を行うとしていることを「STEP1-6「保守管理計画の有無確認」実施ガイド」等により確認した。

これまでの現場ワークダウン等の活動結果を報告書として取りまとめ、設備管理会議、再処理安全委員会で審議し、再処理事業部長の承認を得ていることを「再処理工場の全設備を管理下に置くための活動 経過報告(STEP1完了)」等により確認した。

現場ワークダウンによる目視確認において、設備の有無及び外観を確認できなかった高所等に設置された設備を対象とした確認について、確認方法の明確化及び組織の変更に係る要領の改訂を行ったこと、仮設足場が必要な箇所を除き確認を完了したとしていることを「STEP2-2追加現場把握ガイド」等により確認した。

平成30年度第2回保安検査で確認した、安全冷却水系配管のベント弁について、F 施設の操業を開始した平成11年以降、分解点検を行っていないことに関して、経年劣化の知見を得ることを目的として分解点検を行うこととし、F 施設の安重設備の手動弁等を対象に分解点検を行っていることを「代表選定した静的安重機器の分解調査工程表」等により確認した。ただし、当該調査の対象設備以外に、長期に渡って補修せず、設定している補修期限を超えている安重設備が約1000部屋・系統あること、これらの設備について、具体的な点検計画が定められていないことを確認したことから、速やかに点検計画を定め対応することを「気付き事項」として指摘した。これに対し、再処理事業部は、分解点検を行う計画を策定し、優先して分解点検を行う設備を選定し、平成31年度から分解点検を開始することを確認した。

平成30年度第3回保安検査で確認した、品質・保安会議からの指示事項等を正しく把握し、速やかに対応出来なかったことについて、再処理計画部が品質・保安会議の議事録及び指示事項を再処理事業部内にメール配信していること、品質・保安会議の指示事項、指示事項に対する回答期日及び内容をリスト化して対応状況を管理していることを「品質・保安会議 事業者対応方針に係るコメント管理表」等により確認した。

(b) 配管ピットへの雨水の浸入に関する対応

配管ピットへの雨水侵入を踏まえた根本原因分析からの提言に対する対策について、平成30年度第3回保安検査において、活動計画を定められていないこと及び活動が進捗していないことが確認されたため、活動方針を定め、活動項目の管理表を作成中であることを「RCA の対策の活動方針について」等により確認した。

(c) リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行が欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動

リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識については、専門家との意見交換として、リスクマネジメントの専門家と意見交換を行ったこと、これまで行った活動から得られた意見を踏まえ、背後要因の分析を行い、改善策を策定する計画としていることを「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書」等により確認した。

保安活動への取組みができていないことについて、再処理計画部が毎月各課から活動の報告を求め、できていないことリストに反映し管理していることを「業務連絡書「保安活動への取組みができていないことへの対応に係る全体計画書」に基づく活動の集約について」等により確認した。ただし、完了期限が明確になっていない項目が確認されたため、必要な改善を行うことを関係者より聴取した。また、保安活動への取組みができていないことに対する要因分析の事案として14項目を抽出し、これらの項目からできていないことに対する共通する要因を分析し、再処理計画部が対策を検討する計画を策定していることを「業務連絡書 保安活動への取組みができていない事案に対する要因分析・改善検討の依頼」等により確認した。

b. 対応方針3の対策の実施状況

対応方針3には、平成29年度第2回保安検査(加工施設、廃棄物埋設施設、再処理施設及び廃棄物管理施設)における JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に係る指摘に対し、安全・品質本部における全社的な水平展開体制の構築、再処理事業部における訓練の強化等の対策について定められており、この対策の

実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

対応方針3に基づき、安全・品質本部が水平展開調査項目等を定めた「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書について、組織変更等に伴う改正等、適時改正を行っていること、当該計画書に基づき、実プロセスを考慮した水平展開の活動を継続して行っていることを、当該計画書等により確認した。さらに、当該水平展開実施中に発生した再処理施設の低レベル廃棄物処理建屋での作業員の汚染事象 や核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において発生した汚染事象 については、水平展開活動が概ね終了したことを「DA 汚染の対策の検討・提言 追加改善事項へのフィードバック要否調査表」等により確認した。

これらの活動について、事務局である安全・品質本部が活動結果報告書(案)を作成し、JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開ワーキンググループで審議していること、平成31年4月を目途に取りまとめる予定であることを議事録等により確認した。

(b) 再処理事業部の活動状況

再処理事業部の大洗事故に対する水平展開活動の全体計画を定めた計画書について、平成31年2月1日の組織の変更を踏まえ改正を行ったことを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた再処理事業部における水平展開計画書」等により確認した。また、再処理施設の実プロセスを考慮した水平展開に係る調査のリスク抽出結果において、これまでの訓練実績から蒸気に対する訓練が不足していると抽出していることを「JAEA 大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画に基づく改善計画書の経過報告について(2018年度第2四半期実績)」等により確認した。

再処理施設の特徴を踏まえた訓練について、前処理建屋において作業現場近傍の蒸気配管が損傷し、作業者が被災したことを想定して訓練を実施したこと、訓練結果を評価し報告書を策定したことを「中長期訓練計画」に基づく異常時訓練実施報告」等により確認した。

c. 対応方針4の対策の実施状況

対応方針4には、全社の活動として、今回の一連の問題に共通する課題と考えられる「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策、「事実を正確に把握し、説明できない」ことの対策、全社におけるチェック機能の強化等について定められており、この対策の実施状況を検査した。検査結果は以下のとおり。

(a) 安全・品質本部の活動状況

チェック機能の強化等のため設置された、実施者と異なる視点で文書等をチェックするチェック責任者及び各事業部の活動を監視する全社監視チームによる活動



等が管理強化に係る全体計画書等に基づき、継続して実施されていることを確認した。

自ら気づき、改善していく体質改善の活動として、安全・品質本部は、現場の問題を拾い上げるために協力企業への個別訪問を行い、各事業部に抽出した問題の検討を依頼し、事実確認の結果から対応が必要なものについて、改善を図りつつあることを「2018年度「現場の課題・気付き等に関する協力会社個別訪問結果」について【中間報告(その2)】」等により確認した。また、協力会社へのアンケート調査を行い、「少しは改善されている」との回答が多くあったこと、気付き事項については約1200件あり、現在、集計中であることを「2018年度「現場の課題・気付き等に関する協力会社個別訪問結果」について【中間報告(その2)】」等により確認した。

マネジメントオブザバージョン<sup>H</sup>(以下「MO」という。)の実施状況については、安全・品質本部が実施状況を調査した結果、MOの被観察者に気付いてもらう活動が弱いこと、観察者が実施方法を正しく理解する必要があること等の問題を抽出し、MOの被観察者が気付いた事項を観察者が記録するように記録様式を変更したこと及び教育内容を見直したことを「MO教育の今後の進め方に関する打合せメモ」等により確認した。

品質・保安会議での指示事項に対し各担当へ展開しているものの、その進捗状況を把握していなかったことについて、安全・品質本部は、指示事項に対する回答の期限を管理すること及び議事録を関係者に直接配付することの改善を図っていることを確認した。

それぞれの対応方針の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因について検討し必要な対策を行うことについては、対応方針1、対応方針2及び対応方針3の根本原因分析の結果を踏まえ、共通する背景要因として、現場の課題を経営層に伝えられないこと、計画の作りこみ(5W2H)が不十分であること等を抽出し、経営層の期待事項の明確化及び計画の作成のためのガイドラインの作成を全社で実施する対策としたことを「事業者対応方針を踏まえた根本原因分析結果における共通要因の対応」に係る実施報告書(改正1)等により確認した。また、安全・品質本部は、これらの対策について、全社で実施する対策の実施計画(案)を作成し、安全・品質改革委員会で審議され、平成31年2月21日に安全・品質本部長により承認されたこと、計画の作成のためのガイドラインの作成は、目的、プロセス及び成果物を明確にして、作成する予定であること等を「計画のガイドライン作成」および「経営層の期待事項の明確化」にかかる実施計画書」等により確認した。

---

H: 管理的職位にある社員が、業務や現場の状況(作業実施状況等)を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程について、じっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなるような気づき点を提供し、現場の改善につなげる活動。

#### (b)再処理事業部の活動状況

「自らが気づき、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策として、チェック責任者が保安上重要な業務の計画とその履行状況のチェックを行っていること、チェック結果を定期的に再処理事業部長及び安全・品質本部長に報告していることを「チェック結果報告(2018年12月15日～2019年1月22日)」等により確認した。ただし、チェック責任者が行うセルフチェック活動の定量的な分析、会議体への参加等が十分に行われていないことが確認されたため、必要な改善を行うことを関係者より聴取した。

再処理事業部の幹部と部課長とのディスカッションについては、配管ピットへの雨水浸入の根本原因分析からの提言に対する対策をテーマに選定しディスカッションを実施したことを「第3回 事業部幹部と各部課長のディスカッションについて」等により確認した。

MOについては、本来の活動目的の理解が不足していること、MOが被観察者に気付きを与えるような活動となっていないという課題に対して、MOの目的を再認識させること、教育を充実させ適切に実施される環境を整備することを方針とし、代表部署によるトライアルを行い、再処理事業部内に展開していく計画を策定したことを「マネジメントオブザベーション実施計画書 改定1」等により確認した。

#### d. 事業者対応方針の有効性評価

安全・品質本部が対応方針1～4の活動の評価方針(案)を作成し、安全・品質改革委員会において審議、了承されたことから、今後、安全・品質本部及び各事業部がこの評価方針に基づき、評価計画書を作成し、品質・保安会議での審議を経た後、平成31年4月を目処に評価する予定であることを聴取した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

### ②異常事象等発生時の措置の実施状況

異常事象等が発生した場合については、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていることについて、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

#### a. 異常時等の措置

異常時等の措置については、初期活動、体制、教育項目、資機材等を整備していることを「再処理事業部 異常・非常時対策要領」等により確認した。

個別訓練として、通報連絡訓練、要員の呼び出し訓練の計画を策定し、火災を想定した通報連絡訓練を実施したことを「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に基づく通報訓練実施報告」等により確認した。

総合訓練として、交流電源供給機能等喪失を想定し訓練を実施する計画を策定したことを「2018年度 再処理事業部 再処理保安規定第29条の2に基づく訓練実施計画書」等により確認した。ただし、交流電源供給機能等喪失を想定した対策について、電源車が平成24年に配備され F 施設への電源車による給電手順書は整備したものの、当該手順書の上位文書である要領書には、当初想定した使用済燃料貯蔵プールへの注水のみを整備し、電源車による給電を整備していないことが確認された。これは、F 施設への給電が再処理施設本体への給電に含まれるとの不十分な判断により、電源車の配備数の変更に伴う要領書の改正を行わなかったためであることを確認した。このため、現在の設備の配備状況を踏まえ、電源車による給電、注水源の確保先等の要領書の記載を十分に検討し対策を整備すること及び整備された対策を迅速かつ確実に実行できるよう着実に訓練を行っていくこと並びに継続的改善のための不断の取り組みを行っていくよう「気付き事項」として指摘した。

この指摘に対し、必要な改善を図っていく旨、説明があった。

#### b. 初期消火活動の体制の整備

平成30年度第3回保安検査で、初期消火活動の評価結果が再処理事業部長へ一部報告されなかったことが確認されたことについて、平成29年度の評価報告書を改定し、再処理事業部長へ再度報告したこと、報告する項目を明確にして要領書を改定し、安全委員会の了解を得たことを「再処理事業所 初期消火活動の体制に係る計画」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

### ③不適合管理の実施状況

再処理施設に係る不適合事象に対して不適合管理、是正処置等の実施状況及び不適合管理の仕組み等の改善状況について、物件検査及び関係者への質問により、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

#### a. 雑固体の集積状況の是正処置状況

高レベル廃液ガラス固化建屋において、雑固体を廃棄容器へ封入する作業を定められた一時集積場所と異なる場所で行い、搬出するまで仮置きしていた事象について平成30年度第3回保安検査に引き続き確認し、仮置きしていた場所で封入する作業を行わないこととし、封入する作業は一時集積場所で行うことを「「KA 建屋雑固体を一時集積場所以外で封入・払出待機していた事象」を踏まえた再処理工場における今後の対応方針について」等により確認した。また、運搬計画に基づき雑固体を搬出することとし、仮置きしていた場所に滞留させない運用としたことを確認した。

#### b. 放射線防護に関する事象の是正処置状況

使用済燃料輸送容器保守建屋において、平成31年1月9日作業員がフードマスクにフィルタを装着せずに管理区域に入域した事象について、フードマスクの送気ユニットとフィルタが別々に置かれていたこと、放射線管理員の装備の確認が不十分であったこと等が原因で発生したと分析していること、フードマスクの送気ユニットとフィルタをあらかじめ組み立てること、フィルタの取付け状態を確認する項目に追加することを対策として検討していることを「フードマスク装着手順」等により確認した。また、当該作業に従事した作業員全てが、フードマスクの送気ユニットの吸い込み部のタイベックに、流量を確保するため切り込みを行うべきところ、切り込みが実施されていなかったことが確認された。この事象について、切り込みの目的が熱中症防止対策であると誤認していたこと、放射線管理員の装備の確認が不十分であったこと等が原因で発生したと分析していること、切り込みの目的を記載した資料にて教育を行うこと、切り込みの状態を確認する項目に追加することを対策として検討していることを「不適合処理票(計画)使用済燃料輸送容器保守建屋の輸送容器内面除染装置点検作業におけるフードマスクのフィルタ取り付け忘れおよびタイベック装着時の送風ユニット吸込み部の切り込み未実施」等により確認した。また、これらの事象を踏まえて、フードマスク装着に関する教育を実施したことを確認した。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の管理区域において、平成31年2月5日作業員が綿手袋を装着せずに作業を行った事象について、綿手袋が外れることに対する対策を実施していないこと、放射線安全に関する基本動作遵守の認識が不足していたこと等が原因で発生したと分析していること、綿手袋が外れない対策を講じること、放射線安全に関する基本動作遵守の教育を実施することを対策として検討していることを「PICoによる是正処置方針確認 議事メモ」等により確認した。また、本事象を踏まえて、再処理工場が管理区域入域に関する基本動作の徹底を明記した文書「管理区域入域における基本ルール徹底」を示していることを確認した。さらに、放射線防護装備に関する不適合が発生している状況を踏まえ、共通要因を洗い出し対策を検討する旨を放射線安全課長より聴取した。

#### c. 不適合管理の改善

不適合管理の改善については、品質保証課は、是正処置の迅速化を図る活動として、各課の是正処置の進捗状況を取りまとめ再処理事業部内に周知し、是正処置完了の件数が増加し改善が図られているとしていること、各課の不適合管理票の確認等を行う不適合管理担当者に対して、要因分析の講習会を開催していること、組織変更に伴い新たに不適合管理担当者に任命された者に対して、不適合管理担当者に期待されることに対する説明会を実施したことを「不適合管理担当者の業務についての説明会議事録」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

#### ④その他必要な事項

内部監査の客観性の向上のための監査の一元化及び保全機能の強化を図るため等の組織の変更に係る保安規定の変更認可がなされ、平成31年2月1日に施行されたことから、監査室による監査の強化状況及び変更された組織等に係る保安活動の整備状況等について検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

##### a. 内部監査の客観性の向上

内部監査の客観性の向上については、安全・品質本部、事業部(以下「事業部等」という。)が実施していた監査を監査室の監査へ一元化したことに伴い、事業部等で実施していた監査がなくなった場合でも、監査室の監査が従前と同等の監視・測定となるよう、監査室は事業部等で実施してきた監査範囲を踏まえ、監査内容及び監査手法を適切に選定し、平成31年度の監査計画に反映する旨を関係者への聴取により確認した。

平成30年度の事業部等の監査における指摘等で今後の監査でフォローアップが必要な事項については、「引継書」により、監査室に引き継がれていることを引継書等により確認した。監査室は、事業部等の監査結果及び監査室の監査結果を踏まえ、平成31年度の監査計画を平成31年4月頃に作成することを関係者から聴取した。また、監査室に3名が増員され、その力量が管理されていることを「グループメンバーの力量評価表(2018年度)」等により確認した。

##### b. 監査室及び安全・品質本部の要領等の整備状況

監査室及び安全・品質本部における要領類、品質目標等の改正状況においては、組織変更に伴う改正が必要かどうかを、事業者対応方針にかかる実施計画書を含む全ての要領等を確認し、必要な改正を行ったこと等を「公用文制定・改廃時チェックシート」等により確認した。

##### c. 再処理事業部の変更

保全機能の強化等を目的とした組織の変更に伴い、保安規定の変更申請、要領等の変更、品質目標の変更を行ったこと、保安規定変更の手続きとして、安全委員会、品質・保安会議の審議を経て変更申請を行ったこと、保安規定改正後の教育は、経営企画部から既に組織の変更について周知され、要領等の改正準備を行っていることから、新たに周知は実施しないと生産管理課長が判断したことを「保安規定改正公布に伴う教育実施の要否について」等により確認した。また、業務の引継ぎを引継書により行っていることを確認した。

要領等の変更については、組織の変更に伴う部署名の変更等を行い約1300件について改訂を行ったこと、データベースへの登録を平成31年3月31日までに完了するとしていることを「品質保証標準類改正状況管理表」等により確認した。

保全技術力の底上げを図ることを目的として、電力会社からの出向者を中心に体

制を整え、技術指導、手順書類の改善を行っていることを「電力出向者による再処理事業部担当者に対する保全文化の醸成活動について」等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

## 2) 追加検査項目

### ① 非常用電源建屋への雨水浸入に係る改善状況

平成29年度第2回保安検査において確認されたGA建屋非常用ディーゼル発電機B補機室への雨水浸入に関する保安規定違反に対する是正処置の実施状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

当該検査項目については、「事業者対応方針等の履行の実施状況」における対応方針1の項目と併せて確認しており、同項に記載のとおり。詳細は別添2-1のとおり。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

### ② 核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況

平成30年度第3回保安検査において確認された核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に関する保安規定違反に対する是正処置状況を確認することとし、検査を実施した。検査結果は以下のとおり。

不適合管理、要因分析等の活動項目及び日程を取りまとめていること、応急的に定めた改善策に対する具体的な是正内容を取りまとめていることを「不適合工程進捗管理 件名 GL建屋(予備品組立試験建屋)への廃ガス洗浄塔ポンプA(汚染機器)収納キャニスタの計画外搬出」等により確認した。

是正処置については、キャニスタの管理をシリアル番号により行うため、運搬、使用する場合に、シリアル番号を作業要領書に記載することを定めたこと、改定した内容について関係者に教育を行ったことを「MSU 予備品組立検査設備運用マニュアル」等により確認した。また、是正処置の実施状況を取りまとめ、再処理事業部幹部に報告したことを確認した。さらに、再処理工場長より、発注責任者としての管理責任の意識を持ち現場確認を行うこと等の留意事項が示されたことを確認した。

品質保証課は、安全文化醸成活動の取組として当該事象を対象として、関連部署の弱みの抽出、再処理事業部幹部とのディスカッションを実施することとし、分析により、キャニスタの取扱いについて今まで問題が起きていないため従前の対応に疑問を持たなかった等の要因を抽出していることを「安全文化醸成活動ディスカッションメモ」等により確認した。

根本原因分析については、品質保証課長が要否伺いを策定し、再処理事業部長から根本原因分析の実施の必要があると指示がされ、燃料製造事業部品質保証部長を

リーダーとした根本原因分析チームメンバーを選任したことを「根本原因分析チームメンバーの選任について」等により確認した。根本原因分析チームは、分析報告書の策定を平成31年4月に行うこと等を定めた工程を策定したこと、平成30年度第50回原子力規制委員会での議論も踏まえ分析を行うとして活動を開始したことを「根本原因分析実施計画表 件名「GL建屋(予備品組立試験建屋)への廃ガス洗浄塔ポンプA(汚染機器)収納キャニスタの計画外搬出」に係る保安規定違反に対する根本原因分析」等により確認した。

詳細は別添2-2のとおり。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は問題ないことを確認した。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

### 保安検査日程(1/5)

月 日	2月4日(月)	2月5日(火)	2月6日(水)	2月7日(木)	2月8日(金)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議※1</li> <li>●運転管理状況の聴取</li> <li>●再処理施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取</li> <li>●再処理施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取</li> <li>●再処理施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取</li> <li>●再処理施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転管理状況の聴取</li> <li>●再処理施設の巡視</li> </ul>
	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎異常事象等発生時の措置の実施状況※2
午 後	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※1	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎事業者対応方針等の履行の実施状況※2	◎異常事象等発生時の措置の実施状況※2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>
勤務時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。



## 保安検査日程(2/5)

月 日	2月12日(火)	2月13日(水)	2月14日(木)	2月15日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
				◎事業者対応方針等の履行の実施状況 ※1
午 後				○その他必要な事項 ※1
				●チーム会議 ●まとめ会議
勤務				
時間外				

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

### 保安検査日程(3/5)

月 日	2月18日(月)	2月19日(火)	2月20日(水)	2月21日(木)	2月22日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
	○核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況	○核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況			
午 後	○核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理に係る改善状況	◎異常事象等発生時の措置の実施状況 ※2			
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議			
勤務					
時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

### 保安検査日程(4/5)

月 日	2月25日(月)	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)	3月1日(金)
午 前	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視	●運転管理状況の聴取 ●再処理施設の巡視
	○その他必要な事項 ※2	○不適合管理の実施 状況			
午 後	○その他必要な事項 ※2	◎事業者対応方針等 の履行の実施状況			
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議			
勤務 時間外					

○:基本検査項目、◆:追加検査項目、◎:保安検査実施方針に基づく検査項目、◇:抜き打ち検査項目、●:会議/記録確認/巡視等

※1:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2:日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

## 保安検査日程(5/5)

月 日	3月4日(月)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転管理状況の聴取</li> <li>● 再処理施設の巡視</li> </ul>
午 後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チーム会議</li> <li>● まとめ会議</li> <li>● 最終会議※1</li> </ul>
勤務 時間外	

○: 基本検査項目、◆: 追加検査項目、◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目、◇: 抜き打ち検査項目、●: 会議／記録確認／巡視等

※1: 日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)、濃縮・埋設事業所(加工施設、廃棄物埋設施設)の保安検査と合同で実施。

※2: 日本原燃(株)再処理事業所(廃棄物管理施設)の保安検査と合同で実施。

## 保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
非常用電源建屋非常用 ディーゼル発電機 B 補機 室への雨水浸入	<p>第2章 保安管理体制 第1節の2 品質保証体制 (業務の計画及び 実施) 第10条2(1)</p> <p>第3章 再処理施設の 操作 第2節 通則 (巡視・点検) 第25条</p> <p>第5章 保守管理 第1節 保守管理に 係る計画、実施、評価 及び改善 (保守管理に係る計画及 び実施) 第74条4</p>	<p>1. 設備の維持管理がで きていなかった燃料油 配管等に対して、適切 に管理下に置くため是 正。</p> <p>①巡視・点検マニユア ルを改定し、配管ピ ット、ケーブルピットを 巡視・点検対象とし て明記する。</p> <p>②ユーティリティ課長 は、配管ピット点検 口を容易に巡視・点 検ができる構造に改 善する。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>①巡視・点検マニュアルを改定し、配 管ピット(点検口含む)、ケーブルピ ットを1日に1回の巡視・点検対象 として明記するとともに、雨水浸入 の有無を点検項目として追加す る。(改定済み)</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>②配管ピット点検口の改善に係る計 画は、雨水対応会議、再処理安 全委員会、品質・保安会議、チエッ ク責任者の確認を経て、再処理事 業部長より承認され、計画に基づ き、保安検査中に改善工事が実 施されていることを確認した。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>②配管ピット点検口の改善に係る改</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>善工事を実施し再処理安全委員会 の審議を経て、再処理事業部 長に報告されたことを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>2. 配管ピット内への雨水浸入防止</p> <p>① 9月27日までにユーティリティ課長は、ピット内の雨水浸入箇所へのコーキング、配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る等の応急措置を実施する。</p> <p>② ユーティリティ課長は、10月末までに、雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体及び取合部止水板への防水措置、ピット周辺地盤にコンクリートを舗装する等の恒久対策を行う。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>①ピット内の雨水浸入箇所へコーキング。(実施済み)</p> <p>配管ピット及びコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防災シート及びブルーシートの養生。(実施済み)</p> <p>配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る。(実施済み。)</p> <p>ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(実施済み。)</p> <p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>②配管ピットの雨水浸入に対する恒久対策は実施計画書に基づき実施され、その結果を「非常用電源建屋 配管ピットの雨水浸入に対する恒久対策の実施結果について」にまとめられたものの、結果報告に不備があり、今後、結果報告を再作成し、雨水対応会議、再処理安全委員会、品質・保安会議で再審議する予定。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>③ ユーティリティ課長は9月末までに全数把握（機器リスト作成及び現場照合）、健全性確認及び保守管理計画の策定を実施する。</p>	<p><b>【平成29年度第4回保安検査】</b>          ②配管ピットの雨水浸入に対する恒久対策結果を、雨水対応会議、再処理安全委員会、品質・保安会議で再審議したことを確認した。</p> <p><b>【平成29年度第3回保安検査】</b>          ③ユーティリティ課長は全数把握のための機器リストの整備、健全性確認及び保守管理計画を策定し、その結果を「再処理工場のGA建屋配管ピットを管理下に置くための活動結果について」にまとめ、設備管理会議、再処理安全委員会、品質・保安会議で審議され再処理事業部長により承認された。しかしながら、配管ピット本体の健全性確認について、健全性を確認した結果を確認できる記録が作成されていなかったことから、配管ピット本体の健全性を再度実施する。追加される設備（二重蓋、警報装置等）について、機器リスト、点検計画表</p>	



件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>に追記する。</p> <p><b>【平成29年度第4回保安検査】</b>  <b>③配管ピットの現場設備照合結果の記録が不足していたことについて、不適合処理を行い、「自らが管理する設備全てを管理下に置くための全数把握を目的としたウォークダウンの実施計画」に基づき現場確認を行い、記録を作成したことを確認した。追加された設備（二重蓋、警報装置等）について、機器リスト、点検計画表に追記したことを確認した。</b></p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>3. 設備の全数把握及び健全性確認、並びに保守管理計画の策定、全体の計画書を策定。</p> <p>① 各課長は、12月末までに、再処理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し再処理施設の全設備を管理下に置く。</p> <p>② その後、保守管理計画の策定を実施していく。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】</p> <p>① 管理下に置かれていない設備を管理下に置くために「再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書」を策定し、設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する活動（全体計画書に定めるSTEP1の活動）を現場ウォークダウンにより確認しており、継続中。</p> <p>【平成29年度第4回保安検査】</p> <p>「再処理工場の全設備を管理下に置くための全体計画書」に、ウォークダウンの検証計画を定め改定したことを確認した。ウォークダウンの検証の具体的な方法をガイドに定め、対象箇所を選定し、ウォークダウンの事務局が検証のためのウォークダウンを実施していることを確認しており、継続中。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】</p> <p>①STEP1の安重設備に関する活動</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>は、検証チームからのデータの見直しを除き終了したことを確認した。 非安重設備については、継続中 STEP2の活動は、今後、実施予定。</p> <p><b>【平成30年度第2回保安検査】</b> ①STEP1の安重設備に関する活動は、終了したことを確認した。 非安重設備については、継続中 STEP2の活動は、今後、実施予定。</p> <p><b>【平成30年度第3回保安検査】</b> ①STEP1の非安重設備については、検証チームからの提言を受けた再WDの実施等の活動を終了し、データの見直しを実施中であることを確認した。 STEP2の活動は、STEP2-2の活動を実施中。</p> <p><b>【平成29年度第3回保安検査】</b> ②今後、実施予定。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>【平成29年度第4回保安検査】 ②今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 ②今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 ②今後、実施予定。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 ②F 施設について保守管理計画を策定し、点検を実施する計画を策定した。</p> <p>【平成30年度第4回保安検査】 ②F 施設の安重設備の手動弁等を対象に分解調査を行っていることを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>4. 北陸電力(株)志賀 原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた調査について、再調査を実施し、12月末までに原子力規制委員会へ報告する。</p> <p>上記の再調査には、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施する。</p>	<p><b>【平成29年度第3回保安検査】</b> 雨水対応会議の体制及び役割の明確化、事業者対応方針の内容の記載等の改定を実施した「再処理工場 雨水流入に関する対応全体計画書」や漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査の追加等を踏まえた改定等を実施した「再処理工場 雨水流入に関する貫通部再調査計画書」に基づき、チェックシートをもとに机上で図面等による確認の後、現場確認(設計図書との整合、止水材料の亀裂、損傷の有無等)が実施され、平成29年12月末までの原子力規制委員会への報告に向け、雨水対応会議で現場確認結果を踏まえた妥当性の確認、物理的な理由等により直接目視確認等による確認ができない箇所の評価を実施中。</p> <p><b>【平成29年度第4回保安検査】</b> 現場において貫通部に近づいて見ていなかったこと等が検証チームにより</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>確認され、再度調査を行うこととし、「貫通部の亀裂損傷及び漏えい痕に関する再々調査方法」を定め、調査を実施し、評価を実施中。</p> <p><b>【平成30年度第1回保安検査】</b>  雨水流入に係る委員会指示文書を受けた貫通部の調査報告書については、各課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長、再処理工場長及び再処理事業部長が審査し、品質・保安会議において審議した後、社長が承認したこと、再処理事業部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受けていることを確認した。なお、「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について(指示)」に係る再調査結果が平成30年3月13日に提出されたことを確認した。</p>	

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>5. 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機B 補機室への雨水浸入等の再発を防止するため、要因分析を行い、対策を検討、実施するとともに、原子力規制委員会(2017年9月6日)の指摘を踏まえた事業者対応方針に基づく活動を実施する。</p>	<p>【平成29年度第3回保安検査】 事業者対応方針の資料1:平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針に基づき、活動中。</p> <p>【平成30年度第1回保安検査】 根本原因分析を行い、その結果に基づく実施計画書を策定し、活動中。 事業者対応方針に基づく活動も実施中。</p> <p>【平成30年度第2回保安検査】 根本原因分析からの提言に対し、対策として、電力出向者等から電力におけるノウハウを継承しプロパー社員の保全技術力向上を行うこと等の計画を確認した。</p> <p>【平成30年度第3回保安検査】 今後、根本原因分析からの提言に対する具体的な対策を立案し、進捗の確認等を会議体等で行っていくことを</p>	未完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
			<p>確認した。</p> <p>【平成30年度第4回保安検査】 根本原因分析からの提言に対し、活動方針を定め、活動項目の管理表を作成中であることを確認した。</p>	



## 保安規定違反(違反)に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理について	第7章 放射線管理 第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善 (放射線管理に係る計画及び実施) 第89条	1. シリアル番号によるキャニスタの状態の識別方法を具体的に作業要領書等に記載すると共に、所在・使用予定・内容物等について管理表で管理する。	<b>【平成30年度第4回保安検査】</b> キャニスタの管理をシリアル番号により行うため、運搬、使用する場合に、シリアル番号を作業要領書に記載することを定めたこと、改定した内容について関係者に教育を行ったことを確認した。	完了
	第6節 物品移動の管理 (物品の移動) 第104条 (事業所内の運搬) 第105条	2. 核燃料物質により汚染された物の収納に使用する容器を一般物品として搬出する場合は、搬出前に内部を確認することを含め、正しく判断できるよう、判断の基準や具体例を社内標準類において明確化する。	<b>【平成30年度第4回保安検査】</b> 核燃料物質により汚染された物の収納に使用する容器を一般物品として管理区域外に搬出場合は、内部の表面密度を必ず測定することを「管理区域物品移動管理マニュアル」に定めたことを確認した。	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
	<p>第5章 保守管理 第1節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善 (保守管理に係る計画及び実施) 第74条</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節の2 品質保証体制 (業務の計画及び実施) 第10条</p>	<p>3. 核燃料物質により汚染された物を収納した容器を作業エリアから搬出する際には、「汚染物品」表示を実施するよう周知徹底する。</p> <p>4. 汚染物品の保管管理について、「汚染物品」表示による識別に加え、保管状況の定期的な確認等、汚染物品の保管管理が確実に行えるよう社内標準類に汚染物品に関する管理を明確化する。</p>	<p>【平成30年度第4回保安検査】 核燃料物質により汚染された物を収納した容器を作業エリアから搬出する際には、「汚染物品」表示を徹底するよう、関係者に周知したことを確認した。</p> <p>【平成30年度第4回保安検査】 汚染物品の管理を適切に行うため、「資機材の点検・管理マニュアル」を改正し、汚染物品を保管又は仮置きする場合の対応を記載したことを確認した。</p>	<p>完了</p> <p>完了</p>

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		<p>5. 作業関係者(当社員および作業に従事する協力会社員)に対し、作業前の要領書読み合わせの際に、作業を行うに至った背景・目的等について説明することを、社内標準類において明確化する。</p>	<p>【平成30年度第4回保安検査】 「作業管理細則」を改正し、作業前の要領書の読み合わせ時に、工事監理員が作業員に作業の目的等を説明することを定めたことを確認した。</p>	完了
		<p>6. 核燃料物質等を取り扱う作業において、通常と異なる目的による作業を実施する場合は、その特徴を考慮した業務計画を策定し、それに基づき業務を実施する運用を検討する。</p>	<p>【平成30年度第4回保安検査】 通常と異なる目的による作業を実施する場合は、その特徴を考慮した業務計画を策定することを「機械保全課 保全業務計画策定ガイド」に定めたことを確認した。</p>	完了

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステイタス
		7. 根本原因分析を行い、提言を踏まえ具体的な対策を実施する。	【平成30年度第4回保安検査】 根本原因分析チームメンバーを選任し活動を開始したことを確認した。	未完了